

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 11 月 21 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	4件
厚生年金保険関係	4件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600289号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600154号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和53年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和54年12月26日から昭和55年1月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、昭和53年4月1日から同年5月1日までの期間(請求期間①)、昭和54年12月26日から昭和55年1月1日までの期間(請求期間②)が、それぞれ厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

昭和53年5月から昭和54年12月までの各月の給与において厚生年金保険料を控除されていたと思うので、当該控除された厚生年金保険料に見合うように厚生年金保険の被保険者期間を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社の元事業主及び元従業員の回答から判断すると、同社における請求者の入社日を特定することはできないものの、請求者が、昭和53年4月から勤務していたことがうかがえる。

しかし、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について、A社は既に破産手続を終了しており、同社の元事業主は、「請求期間①当時の資料は無く、当時の経理担当者も死亡しているため不明である。」旨回答している上、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において請求期間①の前後に被保険者記録がある者に照会し複数の者から回答を得たが、同社の給与明細書を保管している者はなく、同社における保険料控除方法について確認することができない。

また、前述の照会に回答があった者のうち、A社における各自の厚生年金保険加入時期について、入社して2か月後又は3か月後に厚生年金保険に加入した旨回答した者が複数いる上、請求者及び同社の元事業主が、入社日が請求者と一緒であったと記憶する元従業員に係る厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は、請求者と同日の昭和53年5月1日であることから、同社では、従業員を入社と同時に必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、A社は、前述のとおり、既に破産手続を終了しており、同社の元事業主は、「請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料は無く、当時の経理担当者も死亡しているため不明である。」旨回答している。

また、A社における請求者の雇用保険の離職日(昭和54年12月25日)は、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日(昭和54年12月26日)と符合しており、同社は、社会保険事務

所（当時）に対して、請求者の退職日を昭和 54 年 12 月 25 日として届け出たと考えられる。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において請求期間②の前後に被保険者記録がある者に照会し複数の者から回答を得たが、請求者の請求期間②に係る勤務及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答は無かった。

このほか、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600280号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600155号

第1 結論

請求者のA社及びB社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和53年8月1日から昭和54年10月1日まで
② 昭和58年10月1日から昭和61年3月26日まで

請求期間①について、A社では毎年昇給があったにもかかわらず、標準報酬月額が当該期間の直前の標準報酬月額と同額となっている。

請求期間②について、昭和58年10月から昭和59年9月までの標準報酬月額がそれまでの標準報酬月額17万円より1万円低い16万円になっているが、B社では給与が毎年1万円ずつ昇給していたので、請求期間②のうち、昭和58年10月から昭和59年9月までは18万円、昭和59年10月以降は19万円となるはずである。

請求期間①及び②の標準報酬月額の記録をそれぞれ訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、「A社では毎年昇給があったので標準報酬月額の記録を見直ししてほしい。」旨主張している。

しかし、A社から提出された請求者に係る給与支給表を見ると、昭和53年5月に昇給し、同年5月以降は昇給後の給与が支給されているところ、同年における標準報酬月額の定時決定又は当該昇給による随時改定の基礎となる報酬月額(昭和53年5月から同年7月までの報酬月額の平均額)に基づく標準報酬月額は、請求期間①の直前の標準報酬月額と同額であることから、前述の標準報酬月額で定時決定され、随時改定は行われない。

また、A社が保管する請求者に係る被保険者台帳及び同社が請求期間①当時に加入していたC厚生年金基金の記録によると、当該期間の標準報酬月額は、オンライン記録の請求者の標準報酬月額と一致している。

さらに、A社の人事担当者は、「請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について、社会保険事務所(当時)が決定した標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していた。」旨陳述しているところ、同社から提出された請求者に係る給与支給表(請求期間①のうち、昭和53年8月及び昭和54年3月から同年9月までの各月分)に記されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、請求者が請求期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、請求者は、「B社では給与が毎年1万円ずつ昇給していたので、標準報酬月額の記録を見直ししてほしい。」旨主張している。

しかし、B社は既に解散している上、請求期間②当時の代表取締役は、「請求内容どおりの

給与の支給及び厚生年金保険料を控除したか否かは不明である。」旨回答していることから、請求者の請求期間②に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求期間②のうち、昭和 60 年 10 月以降の期間について、雇用保険の記録によると、B社における請求者の離職時賃金日額は 5,666 円であり、当該賃金日額は請求者の離職前 6 か月間の平均給与額から算定される場所、当該日額から算出できる当該期間の平均給与額（16 万 9,980 円）に基づく標準報酬月額（17 万円）は、請求者が主張する標準報酬月額（19 万円）ではなく、請求者の当該期間におけるオンライン記録の標準報酬月額（17 万円）と一致する。

このほか、請求者が請求期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600288号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600156号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年7月26日から同年8月1日まで

A事業所において平成6年7月30日まで勤務し、休日であった翌日の31日付けで同事業所を退職したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年7月26日となっている。

請求期間に係る給与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を年金額に反映する被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA事業所に係る平成6年分給与所得の源泉徴収票(以下「源泉徴収票」という。)によると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、請求対象事業所に勤務(在籍)していた事実が認められることが前提とされているところ、A事業所の事業主は、「従業員の退職日は、特別な事情がない限り、給与締切日である25日としている。請求者の退職日についても、給与締切日である平成6年7月25日である。」旨回答し、「請求期間当時の資料はない。当事業所は、従業員10人未満の規模であるから就業規則の作成義務はなく、退職規則を定めた書面もない。」旨陳述しており、事業主の回答から請求者の請求期間における在籍を確認又は推認することができない。

また、オンライン記録により、請求期間にA事業所における被保険者記録があり所在が確認できた5人に対し、請求者の請求期間における勤務実態について照会したところ、請求者が元同僚として氏名を挙げた2人から回答を得たものの、請求者が請求期間を通じて在籍していたことを確認できる陳述は得られなかった。

一方、請求者は、「A事業所の平成6年分の源泉徴収票における支払金額を見ると、請求期間に係る給与の支払があったことが確認できるはずである。」「請求期間中の平成6年7月30日には賞与の支払があった。」「源泉徴収票に記載されている退職日『平成6年8月31日』は、同年7月31日の書き間違いである。」旨それぞれ陳述している。

しかしながら、請求者のA事業所における平成6年各月の給与額を確認できる資料は見当たらず、前述の源泉徴収票における支払金額の内訳を確認できない上、A事業所の事業主は、請求期間終期の平成6年7月31日(日曜日)について、「定休日であった。」旨、請求期間当時の給与締切日後の出勤に対する給与額の日割計算方法について、「皆勤手当を除いた給与額を平均労働日数で除して日額を計算し、定休日分は給与計算には入れない。」旨それぞれ回答しており、仮に請求者の主張どおり、請求者に対し給与締切日後の平成6年7月26日以降の

期間に係る給与の支払があったとしても、同年7月31日分の給与が支払われたことがうかがえる事情は見当たらないことから、請求者が請求期間を通じて在籍していたことを認めることはできない。

また、請求期間における賞与の支払について、源泉徴収票において支払日は確認できず、A事業所の事業主は、「賞与に係る規定はない。」「当時の資料を保管しておらず、請求者に請求期間において賞与を支給したか否かは分からない。」旨それぞれ陳述しているところ、請求期間当時の従業員の退職日に係る取扱いについて、事業主は、前述のとおり、「特別な事情がない限り、給与締切日である25日としている。」とした上で、「退職日を給与締切日以外の日とした場合は、最終勤務日を退職日としていた。」旨回答していることから、仮に請求者の主張どおり、請求者に対し平成6年7月30日に賞与の支払があったとしても、このことをもって、請求者がA事業所の定休日であった同年7月31日まで在籍していたと認めることはできない。

さらに、源泉徴収票に記された退職年月日（平成6年8月31日）について、A事業所の事業主は、「請求者が既に退職し当事業所にいなくなっている日付であり、明らかに誤った月日が記載されている。当該源泉徴収票を作成した担当職員のミスが原因であると言わざるを得ない。」旨回答している上、オンライン記録によると、請求者の転職先事業所であるB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日（平成6年8月8日）以降の日付であることから、事実と異なる日であると考えられ、当該退職年月日の記載のみをもって、請求者の退職日を確認又は推認することはできない。

このほか、請求者が請求期間において、請求対象事業所に在籍していたことが認められる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600315号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1600004号

第1 結論

昭和41年4月1日から昭和47年2月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年4月1日から昭和47年2月1日まで

〔支給済期間 : ① 昭和41年4月1日から昭和42年3月11日まで
② 昭和42年4月24日から昭和47年2月1日まで〕

年金事務所で年金記録を確認したところ、A社及びB社に勤務していた期間が、脱退手当金支給済期間と記録されていることを知った。

しかしながら、脱退手当金を請求した記憶や受け取った記憶はないので、調査の上、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

年金事務所から提出された請求者の脱退手当金裁定請求書(写し)を見ると、当該裁定請求書は、昭和47年7月12日にC社会保険事務所(当時)において受付された後、D社会保険事務所(当時)を経て、B社の所在地を管轄していたE社会保険事務所(当時)に回送されており、E社会保険事務所が、請求者の請求期間に係る脱退手当金の裁定を行ったことが確認できる。

また、脱退手当金の受領方法は、裁定を行った社会保険事務所(当時)の窓口で受領する「当地払」のほか、請求者の住所地近隣の郵便局又は銀行で受領する「隔地払」も可能であったところ、前述の裁定請求書には、「隔地」「47.9.27」「支払済」の押印がある上、当該請求書の欄外には、請求者の当時の住所地近隣の郵便局名と一致する「F」の記載があることから、請求者の請求期間に係る脱退手当金は、F郵便局において隔地払いされたことがうかがえる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の請求者の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示がある上、請求者の請求期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、一連の事務処理に不自然さはいわゆるうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。